

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 令和6年度採択プログラム中間評価要項

令和8年2月27日

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会決定

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（以下「本事業」という。）の中間評価は、この評価要項に従って行うこととする。

1. 目的

本事業は、ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える新たな人文・社会科学系の大学院における高度人材養成モデルを構築し、キャリアパスの拡大や処遇向上、大学院教育の質的改革の実現に資することを目的とする事業である。中間評価は、本事業に採択された各プログラムについて、その進捗状況を確認するとともに、事業目的が十分に達成されるよう助言を行うことで、適切かつ効果的な実施を促すことを目的とする。

2. 対象、時期

採択プログラムについて、補助期間開始から3年目に中間評価を実施する。原則として、中間評価実施年度の前年度末までの取組状況を対象とするが、中間評価実施年度における取組状況であっても、大学が積極的に記載する実績については評価の対象とすることを妨げない。

3. 体制、方法

(1) 体制

中間評価は、人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(2) 方法

- ① 中間評価は、次の評価資料に基づき、「4. 中間評価項目」に示す観点により書面評価及び現地調査によって行う。

- 中間評価調書
- 採択時に付された留意事項
- 委員フォローアップ報告書
- 現地視察報告書

以下の資料についても評価の参考として活用する。

- 申請時の計画調書
- 実施状況報告書

② 書面評価は、「4. 中間評価項目」に示す評価項目毎に以下の区分により行う。

区分	評価
S	優れた取組が行われている。
A	十分な取組が行われている。
B	取組がやや不十分であり、一部改善を要する。
C	取組が不十分であり、改善を要する。
D	取組が極めて不十分であり、抜本的改善を要する。

③ 現地調査は、原則として対面で行うこととする。ただし、社会情勢を踏まえ、委員会の判断により、Web 会議システムによる実施等の代替措置を以て行うことができる。

④ 各担当委員による書面評価の結果に基づき算出した総合平均値を、別に定める「評価の基準」と照らし、以下の区分により総括評価（案）を決定する。

・総括評価

区分	評価
S	計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。
A	計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画を下回る取組があり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	取組に遅れが見られるなど、総じて計画を下回る取組であり、本事業の目的を達成するためには、当初計画に基づく目標の早急な達成に向けた改善が必要である。また、場合によっては財政支援の縮小を含めた事業計画の抜本的な見直しが必要である。
D	現在までの進捗状況に鑑み、本事業の目的を達成できる見通しがなく、選定大学への財政支援を中止することが必要である。

⑤ 書面評価に基づく総括評価（案）及び現地調査の結果を総合的に勘案し、評価結果（案）を作成する。評価結果は、総括評価及び総括評価に関するコメントで構成する。評価結果を決定するに当たっては、評価結果（案）の総括評価において評価が「C」又は「D」とされた大学に対し、事前に評価結果（案）を提示して意見申立ての機会を設けた上で決定する。

⑥ その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

4. 中間評価項目

評価項目及び各評価項目のウェイトは以下の通りとする。

(1) 大学院の改革方針を踏まえた事業の実施基盤の構築状況（20%）

- ① 事業を実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下で事業計画の実現かつ人文・社会科学系の大学院の改革に向け、学内外機関（代表校及び連携校・連携先機関）との組織的連携に基づく実施体制が整備されているか。また、事業の実施体制は、大学院全体の改革方針を踏まえたものとなっているか。【実施体制・大学院改革の進捗】

※ 令和5年度に本事業「大学院連携型」に代表校として採択されている大学においては、以下を必ず記載すること。

- ✓ 「大学院連携型」プログラムで実施されている大学院改革との関係が明確に整理された上で、本プログラムが進められているか。

- ② 以下の評価項目に則して、評価・PDCAサイクル等の体制は着実に整備されているか。

【評価体制】

【必須となる取組に関する項目】

- 事業計画の進捗、達成状況に関する現状把握・分析を行い、その結果を基に事業計画の改善や見直しを行う評価体制が整備されているか。<自己評価体制>

【期待される取組等に関する項目】

- 海外及び国内連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う体制が整備されているか。
<外部評価体制>
- 人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う仕組みが整備されているか。<PDCAサイクル体制>

(2) 事業の具体的な取組の進捗状況（40%）

- ① 以下の評価項目に則して、各年度の計画に基づき、取組は着実に進捗しているか。

【取組の進捗状況】

【事業全体としての項目】

- 代表校及び連携校・連携先機関といった学内外の関係者間において、事業の趣旨・目的及び養成する人材像について、適切な共通理解が図られているか。
- 採択プログラムの構築が当初の構想・計画に沿って順調に進捗しているか。

【必須となる取組に関する項目】

- 採択プログラムの規模については、当初の構想・計画に沿ったものであるとともに、10名以上の学生、3名以上の教員及び1名以上のプログラムコーディネーター（URA等）が参画する水準となっているか。
- 連携校・連携先機関と国際的な教育研究ネットワークを構築し、さらに、当ネットワークを活用した協働教育を積極的に進めたものとなっているか。
- 組織的な就職支援体制が構築され、修了者のキャリアパス開拓・拡大に向けて有効に機能しているか。

- プログラム参加学生の語学力確保のため、主に日本人学生に対する外国語能力向上に向けた措置を講じるものとなっているか。
- 学位プログラムを構築する計画である場合、3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」）の策定が整備され、これに基づく体系的なプログラムが構築されているか。

【期待される取組等に関する項目】

- 学位プログラムを構築する計画である場合、学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを整備し、社会ニーズに応じた学位プログラムを構築するものとなっているか。
- 修了者が身に付けるべき能力（トランスファラブルスキル等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組となっているか。
- 学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組を行う場合、その内容が具体的かつ実現可能性が期待できるものとなっているか。

- ② 申請時に設定した目標に対する達成度は、事業計画に沿った実績となっているか。

【目標に対する達成度】

(3) 事業計画の継続性（15%）

- ① 本事業により構築されたネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、補助期間終了後も取組の水準や規模を維持しつつ発展的かつ継続的に実施されるよう、将来を見据えた取組が行われているか。**【事業計画の発展性・継続性】**
- ② 補助期間終了後の発展的かつ継続的な事業実施に向けて、学内外資金を確保するための方策を具体化するなど、自走化に向けた運営資金の確保に着手しているか。

【資金的な事業計画の継続性】

(4) 事業成果の普及（10%）

- ① 本事業により構築されたネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルについて、導入する上での課題やその対応方法の整理がなされた上で、学内外への波及に向けた取組みが具体的に進捗しているか。**【波及効果】**
- ② 本事業の取組や成果、養成する人材像並びにプログラムの構想等について、Web サイト等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず学生や他大学、産業界等への教育情報の公表が積極的に行われているか。**【教育情報の公表】**

(5) 選定時に付された留意事項及び報告書等への対応（10%）

- ① 選定時において付された留意事項への対応を適切に行っているか。**【選定時に付された留意事項への対応】**
- ② フォローアップ報告書及び現地視察報告書において付された課題・意見への対応を適切に行っているか。**【報告書等への対応】**

(6) 経費執行の適切性（5%）

- 取組内容に照らし、経費執行を適切に行っているか。**【経費執行の適切性】**

5. その他

(1) 開示・公開

① 委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

② 評価結果の公表等について

評価結果は文部科学省へ報告するとともに、各大学から提出された中間評価調書のうち基本情報と併せて公表する。

(2) 利害関係者の排除

委員は、評価対象の大学（連携校も含む。以下この項目において同じ。）との間に、以下①及び②に該当する利害関係がある場合は、速やかに事務局に申し出なければならない、事務局は下記に従って処理するものとする。

① 大学との関係が、以下の「利害関係者の範囲」に該当する場合、当該委員は利害関係を有している大学の評価から外れなければならない、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないものとする。

- ・ 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
- ・ 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
- ・ 評価対象の事業に何らかの形で委員が参画する場合
- ・ その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断されるもの

② それ以外の関係性を有している場合、委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、大学との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その評価から外れなければならない、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

（※）例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・ 親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な共同研究を行う関係
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

(3) 情報の管理、守秘義務、中間評価調書等の用途制限

① 全ての委員には守秘義務が課されているため、評価の過程で知り得た個人情報及び大学の評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。

② 個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがあるため、計画調書等評価関係資料の内容を、生成AIに入力しないこと。

③ 委員として取得した情報（「中間評価調書」等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

④ 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

- ⑤ 委員等の氏名等は、評価結果等の決定後に公表するため、公表されるまでの間は、自身を含め委員の氏名等は他に漏らさないこと。

(4) 評価結果の補助金配分額への反映

中間評価の結果は文部科学省に報告され、その結果は、文部科学省が行う評価年度の翌年度以降の予算の補助金配分に勘案されることがある。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがある。

以 上